

近世中期の土地政策について

—質地取扱をめぐる—

大石 慎三郎

寛永20年(1643)3月の「田畑永代売買禁止令」で表現される幕府の基本的土地政策に変化がおこりはじめ、その延長線上に明治6年(1873)の「地租改正条令」で代表される明治政権の土地政策——寄生地主を中心にした土地政策——を展望することが出来るようになるのは五代将軍綱吉の時代である。

この五代将軍綱吉は延宝8年(1680)7月から宝永6年(1709)1月までの、足かけ30年間も将軍職にあり、個性の大変強い人物であったうえ、その将軍継嗣をめぐる三代将軍家光以来幕政を握っていた譜代門閥の重臣層の発言力が著しく後退する事情もあって、思い切った人材の登用と政策転換を実行した将軍であった。

この改革政治を実行するため登用された人材の代表としては大老堀田正俊、側用人柳沢吉保、勘定奉行荻原重秀などをあげることができる。将軍綱吉が彼等をつかって実施した政治は、これを一口でいえば17世紀半ごろに展開する農民的剰余の成立を基点にしておこった幕藩体制社会の経済社会化現象に、政治の側から積極的に対応しようという能動的な政治であったということができよう。ただしその政治の能動性的内容または姿勢にたちいてみると、堀田正俊が重用されていた時代と、柳沢吉保・荻原重秀が重用された時代とはその内容が同一ではない。

将軍綱吉の治世30年の政治は、その政治姿勢からみると前期と後期との二つの時期に分けることができる。綱吉前期とは大老堀田正俊が政治を握っていた時代、および彼の死後もまだしばらく正俊の政治姿勢が守られていた時期であり、綱吉後期とは柳沢吉保が側用人として政治の実権を握り、また彼とコンビをくんだ荻原重秀が幕府の経済政策の推進者としての地位を占めていた時代である。前期と後期との間にはもちろん明確な一線を引けるわけではないが、大体元禄元年(1688)から同5～6年くらいまでがその移行期といえよう。

では綱吉前期と綱吉後期との間にはどのような違いがあるのであろうか。この問題もそう簡単にいえるわけではないが、ごくおおざっぱに言えば、農民的剰余の成立を起点にしておこった封建社会の経済社会化現象にたいして、綱吉前期においては政治の側からそれに攻撃を加え、徳川初期的な体制(原型的幕藩体制)にひきもどそうと努力しており、綱吉後期の政治では逆に、当面する社会現象を歴史の許与条件として捉え、それに対応する形で政策をたててゆこうという政治姿勢をとる。つまり同じく現実にたいし能動的に働きかけるといっても、両者の間には大きな差異があるのである¹⁾。

この差異は土地政策のうえにも明確にあらわれている。

二

延宝2年(1674)6月、幕府の重臣板倉重種(延宝8年9月より同9年11月まで老中)の領地にある深溝役所に領内の江原村(三河国碧海郡江原村=現西尾市)の勘右衛門から、畑を盗まれたから詮議をしてほしいという奇妙な訴状が提出された。訴状は2通あってその全文はつぎのようなものである²⁾。

(その一)

一、殿様=御奉公仕、其後寛永拾貳年度^ノ畑貳石九斗四升八合目之処、只今迄ぬすまれ申候、右高之内にて^ケケ年=付年貢之外、^老石八斗宛加地子御座候、但廿八年之本米五拾石四斗=て御座候、是に三割之^(利)里足^ヲ加へ、四百五石之所^ヲ只今迄ぬすまれ申候^処実正也、為御仕置之、村々名主老被仰出、勘右衛門非分御座候ハ、何様=も曲事=被仰付候とも、御恨申間敷候、乍恐右之通、殿様へ指上申候、以上

延宝貳年寅六月 日

江原村 勘右衛門^印

八田弥一左衛門殿

高原忠助殿

名鎗弥太夫殿

江戸^ノ御奉行様

(その二)

一、寛永廿年末^ノ四月二六日=金子三両、但し利足^ハ割也、右之し^〇物として、前畑四石六斗三斤目之所、ぼうはんにて、只今迄ぬすまれ申所^実正也、右之四石六斗三斤目之御年貢之外、^老ケ年=貳石三斗六斤目之所、拾九年之間、本米四拾七石貳斗之所、只今迄ぬすまれ申候、是^ヲ御詮議被遊被仰付可被下候、右之口入次郎左衛門と申ものにて御座候、為御仕

置之、村々名主老被召出、御詮議被遊可被下候、右之通私非分=て御座候者、何様=も被仰付候とも、御恨申間敷候、是も乍恐殿様へ指上申候、以上

江原村 勘右衛門^印

御屋敷御老衆様

八田弥一左衛門殿

高原忠助殿

名鎗弥太郎殿

江戸^ノ御奉行様

両訴状とも表現が稚拙で文意が必ずしも明らかでないが、江原村の勘右衛門というものが寛永12年と同20年に他人に貸与または質入れしておいた畑が、年がたつにつれて段々と所持権が不明になってゆき、約40年のちの延宝2年(1674)段階では完全に盗まれて行方不明といった状態になっていたことは間違いない事実である。

この勘右衛門は、いわゆる郷足軽といった軽輩であるが、寛永12年(1635)領主板倉重昌につかえて城下町に出仕した人物で、承応2年(1653)の江原村の田畑高寄帳をみると、当時同村で22石余の耕地を持ち、それらを全部小作に預けている。これで判るように勘右衛門は郷足軽として城下に出仕するにあたって、持地を小作預けにしたり、一部を質入れして金子を調達したりなどしたのであろうが、それからずっと城下町住まいをして郷里の江原村の持地を自ら管理していなかったのであろう。そんなわけでだんだん年が経って延宝2年——彼はこのころ侍をやめて郷里の江原村に帰ってきたと思われる——勘右衛門は郷里にかえって帰農しようと思ったのだろうが、その時になって小作預けしておいた畑と、質入れしておいた畑とが、いくら追求してみても行方不明、つまり彼の表現をかりれば盗まれたという現象を呈していたのであろう。

寛永12年から延宝2年までは約40年あるの

で、小作預けをした耕地の場合でも、そのまま管理をおこたれば、証文の不備な当時としてはこのようなことも起ろうし、なかんずく（その二）の場合のように質入れしたままで、借金も返さぬままでほっておくと、耕地を自分でおさえているので、質取人の方でも何時の間にか自分のものと思うようになるのも止むを得ぬことであろう。とくに質取人がその土地を再度質地に出したり、また質入・質取人の死亡などによって代替りがそれにからんたりすると、事態は一層混乱して、いわゆる盗まれて行方不明になるという現象もおこってくるわけである。

この事件は天領でおこったことではないが、幕府の支配地でも事態は同様で、農民的剰余が一般的に成立する寛文ころ（17世紀半ごろ）になると、単純な質入れ・質取りのうえに、さらに成立した農民的剰余を対象とする質入れ・質取りも加わって、これに類似する事件や紛争が急速に増加し、それが幕府に対策をせまる社会問題となりつつあった。

このような事態に対応するため幕府は寛文6年（1666）11月11日に、

(イ) 田畑永代売は禁止されていること、

(ロ) 田畑屋敷を質入れ（質取り）するとき、かならず名主五人組が加判した証文を作製して双方がそれを所持すべきこと、

(ハ) 万一質入（質取り）証文に、名主五人組が加判することをこぼんだ場合は訴え出るべきことを命じ、もしそれを訴出ず加判のない証文で質入れ（質取り）した場合は、当人は勿論名主五人組を処罰すること、

(ニ) 質入れをしない田畑を質入れしたと主張して、争いをおこす者があつたら訴出づべきこと、

を触れた御勘定所下知状を出している³⁾。

要するにこの法令は、質入れ、質取りという庶民相互間の行為からおこる紛争を防止するために、証文を2通つくって双方に持たすとともに、それが間違いのないものであること

を保証するために、名主五人組という村の公式機関が加印することを制度づけたものである。なおこの規定は江戸時代の田畑の質入れ・質取り（売買のときはそれについても）の証文形式がここではじめて確立したのものとして注目しておいてよい。

三

では綱吉前期の政権は質入れそのものにならしてどのような基本的態度をとったのであろうか。それをもっとも的確に示す材料として貞享4年（1687）11月の「御勘定組頭并御代官可心得御書付」（全22条）のなかの第16条に次のような規定がある。

一、田畑永代売之儀、弥停止たるへし、田畑質＝入候者、身代つぶし候ハム、年季之内ハ質＝取候者に作らせ、年季明ケ候ハム可取上之、年季をかきらす質＝入置候ハム、早速可取上、且又田畑質＝入候事、御代官之手代方迄相伺之事

というのである⁴⁾。

この法令は、(イ) 田畑永代売買の禁止の強調、(ロ) 田畑を質に入れている百姓が身代をつぶしてしまった時は、質年季の内は質取りしている百姓にその田畑を耕作させ、質年季があけたらこれを領主が取り上げる、(ハ) 質入地の年季に期限がきつてない場合で、質入れ百姓が身代を潰せば、早速その質入れ田畑を領主がとりあげる、(ニ) 田畑を質に入れる時は代官所の手代まで伺を出すべきこと、

以上四つのことを述べている、(イ)は田畑永代売買禁止令の再強調であり、(ニ)は寛文6年の田畑質入に関する法的手続の強化である。——なおつけ加えておくと、田畑質入に関する法的手続はこのうえに、元禄7年（1694）正月に出された「質入年期の規定⁵⁾」（永年季、無年季を禁じ、10ヶ年を限る）の追加で一応の

完成をみる。——しかしここで一番大きな意味をもつのは(㉑)・(㉒)である。質入れ百姓が健在である場合はあくまで耕地の保有権はその質入百姓（またはその子孫）にあり、しかも何時か請返す可能性があるということで問題はないが、質入れ百姓の方が潰れた（身代限りをした）場合は、請返す権利をもち、またその可能性をもつ耕地保有権者がいなくなるので、現実の問題としては、その耕地を質取りし、それを耕作している者にその耕地保有権は移る可能性があるわけである。しかしそのことは寛永20年3月の田畑永代売買禁止令の趣旨に反するわけである。このような場合の処理方法が(㉑)と(㉒)に示されているわけで、有年季の場合は質取り年季内であれば質取り人に作らせ、それがすぎると領主がとりあげる、また無年季の場合は直ちに領主がとりあ

げるとというのがそれである。

ここではあくまで、質入れはあくまで質入れであって質流れには連ならないとして、質流れその他の事情によって質入れ地が、質取り人の手に移ることは阻止さるべきこととされているのである。つまり寛永20年3月の田畑永代売買禁止令によって、耕地の売買が禁止され、その代償行為として許されていたと考えられる質入れは、のちのそのように質流れを伴うものではなく、あくまで質入れそれ自体のものとしてのみ認められていたのである。

綱吉前期の土地政策は、要約すれば農民的剰余の成立と、それを対象とする耕地の質入れ・質取りの増加、また非合法（田畑永代売買禁止令に対する）行為による耕地移動など、17世紀半から急速に多くなってきた耕地に関

年	月	件	事	出典
(1)	天和3年9月6日	武州落合村百姓八郎左衛門以下7名、田畑を売渡した科により処分される。		御仕置裁許帳
(2)	天和3年9月7日	武州稲子村百姓喜兵衛、その田地居屋敷を売渡した科により処分される。		同上
(3)	貞享2年7月25日	奥村七左衛門知行所、石井村茂兵衛、その田地を売渡した科により処分される。		公法纂例 乾
(4)	貞享3年閏3月4日	上総国小沢村伝次郎、伝三郎、その田畑を頼納した科により処分される。		徳川禁令考
(5)	貞享3年6月4日	武州三ヶ尻村六左衛門等、その田地を売渡した科によって処分される。		同上
(6)	貞享4年3月14日	下総国下留谷村甚左衛門等、その田地を売渡した科によって処分される。		公法纂例 乾
(7)	貞享5年1月14日	武州北見方村百姓5人、その田地を売渡した科によって処分される。		同上
(8)	貞享5年3月4日	上州富岡村百姓等35人、その田地を売渡した科によって処分される。		徳川禁令考
(9)	元禄1年10月25日	武州弥藤五村の者3人、その田地を売渡した科によって処分される。		御仕置裁許帳
(10)	元禄2年7月25日	下野国小栗村惣内等、その田畑を売渡した科によって処分される。		徳川禁令考
(11)	元禄7年2月14日	野州上沼村の小右衛門等、その田地を売渡した科によって処分される。		同上
(12)	元禄7年5月12日	下総国須賀山村の百姓等、その田地を頼納した科によって処分される。		同上

する問題にたいし、強行手段に訴えてでも強引に昔の原型的な態勢におしかえそうとするものであったといえよう。

いままでで判っている限りでは、田畑永代売買禁止令の違反者にたいする処分例をひろってみると、前頁の表のようになる。みられるとおり全部で12例であるが、それが天和3年（1683）から元禄7年（1694）までの12年間、つまり綱吉前期と呼ぶべき時期に集中している。以下順をおってその事例の内容を説明してみよう。

(1) 武蔵国下落合村の百姓八郎左衛門、三左衛門、孫兵衛、奎左衛門、市郎兵衛、十三郎らが話し合って、田地1町2反歩を牛込榎町の利右衛門に、代金30両で永代に売渡すといつて代金を受取りながら、その耕地を渡さないというので利右衛門から訴え出て訴訟になり、幕府評定所で詮議をした結果、永代売が不届であるというので、売主の八郎左衛門以下7名は田畑永代売買禁止令の罰則どおり牢舎のうえ追放処分に処せられた。

(2) 武州稲子村の五兵衛が26年前に田と居屋敷を同村の喜右衛門に売渡していたことが判明し、天和3年9月7日にその子供の喜兵衛が永代売の科で牢舎のうえ追放の刑に処せられた。なお父親が処分をまぬかれているのは16年以前に死亡しているからである。

(3) 奥村七左衛門知行所、石井村茂兵衛が、その田地を同村の金兵衛方へ永代に売渡したのが判明し、茂兵衛は牢舎のうえ追放、買主の金兵衛は田地を取り上げられたうえ、損金を命ぜられた。

(4) 上総国小沢村の新太郎と同国岩舟村の甚右衛門とは各々同国小沢村の伝左衛門と次郎兵衛から頼納形式で田畑を質取りしていたのが判明して、質入れ側は江戸および在所追放を申しつけられ、質取側は田地取上げのうえ金子損金を命ぜられた。

(5) 武州三ヶ尻村の六左衛門と長兵衛とが、永代売の文言は入っていないが、年季が

限ってなく、かつ請返しの文言もない証文で、田地を渡したのを永代売同前と判定され、売渡し人、証人、買取人ともに規定にしたがって処分された。

(6) 下総国下留谷村の甚左衛門が、同国八日市場村の惣兵衛方へ田地を永代売したのが判り、関係者が処分された。

(7) 武州北見方村の百姓5人が、田地の所持をめぐって訴訟をおこしたが、そのとき証拠として差し出した証文が永代売にまぎれないと判定されて法にしたがって処分された。

(8) 上州富岡村の百姓48人と同国瀬下町の百姓43人とが田畑売買のことで訴訟をおこし詮議をしたところ、証拠として差出された証文のなかの13通が、永代に売渡すという文言はないけれども、「買主子々孫々迄名畑ニ可致」という文言があったり、また「子々孫々迄……」という文言はないけれども請返しを規定した文言がなかったり、また「為祝儀請取候」という文言があったりしたので、これらは永代売と同然であると判定されて、田畑の売主8人、買主11人、証人16人が各々法にしたがって処罰された。

(9) 武州忍領弥藤五村の佐兵衛、与兵衛、喜右衛門の3人が同村の利左衛門に田地を質入れしていたが、その年貢の納めかたをめぐって訴訟になり、それを詮議していたところ、それが永代売であることがわかったので、売人、買人（質入人と質取人）と証人2人がおのおの処罰された。

(10) 下野国小栗村惣内が畑2反5畝歩を同村源左衛門方へ永代に売渡したことが暴露し、関係者がおのおの処分された。

(11) 野州那須郡上沼村小右衛門が、同郡青木村次左衛門に田地を永代売にしたことが判明、関係者がおのおの処分された。

(12) 下総国高部郡の名主助右衛門と同国須賀山村の名主次兵衛、太郎右衛門の間に質地出入がおこり、これを吟味しているうちに頼納であることが判明したので、関係者が法に

したがって処分された。

以上12件であるが、これらはそのほとんどが農民相互間で田畑屋敷をめぐる何等かの形の紛争がおこり、それが訴訟にもちこまれたものを幕府側で審議中に、その証拠として提出された証文(手形)から、それは永代売または頼納だと判定されているケースである。

12件のうち2件(4)・(2)は頼納で、2件(5)・(8)は証文そのものは永代売ではなく質入証文の形式であるが、そのなかに質年季が明確に記入されてなく、また請返しに関する文言がないうえに、質取主が子々孫々までその田畑を支配して良いなどの文言があるため、永代売同然と判定されたものである。他の8件は一応永代売そのものか、またはそれに準ずるケースである。

これで判るように当時はようやく耕地の所持をめぐる農民相互間の紛争が多くなるのであるが、これを処理するにあたって、この時期の政権(綱吉前期の政権)は、寛永20年3月の田畑永代売買禁止令の趣旨を厳密に守り、その当時の土地制度におしかえそうとする方向で事を処理しようとする姿勢を強くおし出し、田畑永代売買およびその類似行為を、田畑永代売買禁止令の罰則(それは大変きびしいものであるが)によって処罰するのである。

綱吉前期政権のこのような姿勢は既存の耕地についてのみではなく町人請負新田についても同様であった。17世紀半に農民的剰余が社会一般的に成立すると、それを起軸とするほぼ社会全般におよぶ経済の向上がみられるが、機を見るに敏な商人資本の一つのグループは三井(高利)家で代表されるように庶民的商品流通のひろがり利潤抽出の足場を求めが、いま一つのグループは成立した農民的剰余を、耕地所有を通して地主的立場から投資の対象としようとする動きを見せはじめるとくに都市の大資本は、田畑永代売買禁

止令そのほか多くの足枷をはめられている既存の田畑の集積をさけて、大資本を投入して新田開発をし、自分は新田地主となって、小作料という形で投下資本に対する利潤を抽出しようとするようになった。このようにして出来た新田を町人請負新田と呼ぶが、幕府は貞享4年(1687)11月に出した、勘定組頭と代官との服務規定および地方支配じかたしほいの心得を記した「御勘定組頭御代官心得御書付」(全22ヶ条)の第17条で、

一、町人請負之新田畑向後停止たるべし、雖然能々可然子細有之所へ、可及相談事

として、町人請負新田を今後禁止する旨を規定している。この規定は土地(耕地)所有から得るものは領主階級のみに限る、という幕藩体制的土地所有の原則へ帰ることをうち出している点で注意をほらう必要がある。

なおここで明らかにしておく必要のあるのは田畑永代売買禁止令にもとづいて処分された事例が、この天和3年から元禄7年の間にのみ集中しているということに対する解釈のしかたについてである。それについては二つの場合が考えられる。

(イ) 一つはこのような事例がこの段階に集まっているということに、何ら歴史的な意味はなく、ただ単に偶然にこの部分の事例のみが今日まで残ったのだ、とする解釈である。

(ロ) いま一つは、ここに残っている事例のみが田畑永代売買禁止令にもとづいて処分された全事例ではないにしても、この時点にそれが残っているということのなかには、ある程度の歴史的必然性を認めることが出来るという考えかたである。

この二つ(イ)・(ロ)、のうちいずれをとるべきかについては、正直なところ、そのような関心からする研究が今までほとんど行なわれていないので何ともいえない。少なくとも今後かかる事例について、もっと意識的に研究す

べきであり問題は今後に残されているというのが一番正しいだろう。しかしそれにもかかわらず私は今のところ後者の解釈をとってみたい。その理由は次のようである。

(1) 寛永20年3月の田畑永代売買禁止令が出された段階から、寛文(寛文元年は1661)にいたる段階くらいまでは、まだ農民の手元に社会的一般的に剰余労働部分が成立しておらず、したがって田畑がまだ第一義的な意味で、決済手段として売買の対象となっていなかったろうこと(この時期では生の労働力の所有者としての人間そのものが、まず最初に登場してくる決済手段であったと考えられること)。したがって田畑永代売買はこの段階ではまだそれほど多くは(社会的一般的には)存在しないだろうし、また偶々あったとしても、全面的な処罰の対象とはならなかっただろう。田畑永代売買またはそれに準ずる行為が、社会的一般的に登場してきて、しかもそれが問題になり得るのは農民的剰余が社会的一般的に成立する寛文期のころ(17世紀半ころ)からであろうと考えられること。

(2) また一方では享保改革過程において若干の曲折はあったが、当時一般的になっていた質入れ質流れを通しての土地集積を、幕府は(領主的立場から)公認し、延享元年(1744)6月の田畑永代売買禁止令の罰則緩和によって事実上有名無実になる(この点は後で詳述する)。したがってこの時以降は田畑売買にたいする処罰は、個別的には全くないとはいえないにしても、一般的には存在しないということになるだろう。

(3) (1)・(2)の理由から田畑永代売買禁止令が、社会的一般的に存在して、しかも幕府の処罰の対象になったとすれば、寛文期ころ以降享保改革期までということになるだろう。

(4) しかし寛文期～享保改革期までの間でも、さらに元禄7～8年(1695)以降がこれから除外されるだろう。というのは元禄8年(1695)にはじめて質入地の質流れによる移譲

が認められ、それ以降は質入れ質流れを通して耕地の移動は、条件さえととのえば認められるようになるので、敢えて非法な売買をする必要がないこと(この点も後述)、さらに証文そのものも形式的に整備されてくるので、田畑永代売買を表面にうち出して処罰の対象になるようなことは、社会的一般的には存在しなくなるだろう。

と考えるからである。

四

綱吉後期の土地政策は一口でいうと丁度前期のそれと正反対の姿勢をもったものである。この時代の政治の主導権を握るのは側用人の柳沢吉保と勘定奉行の荻原重秀とであるが、柳沢吉保が側用人になったのは元禄元年(1688)であり、荻原重秀が勘定奉行になったのは元禄9年である。しかし柳沢吉保の方は側用人になったすぐから権勢をほこったわけではなく、彼が政治を動かすだけの発言力をもつようになったのは5～6年たってからと考えられる。一方荻原重秀の方は、勘定奉行になったのは元禄9年だが、勘定吟味役としてすでに綱吉前期の政治で代官の不正摘発などに辣腕をふるい、またはえぬき勘定方役人であった彼は、地位は低いが経済に精通した勘定方を重視重用するという綱吉の政治方針もあって、経済政策のベテランとしてだんだんと頭角をあらわし、柳沢吉保が政治に大きな発言力をもつようになったと思われる元禄5～6年ころには、勘定奉行所内で指導的地位を確立していたと考えられる。有名な元禄の貨幣改鋳は、荻原重秀が勘定奉行になる1年前のことであるが、この改鋳は重秀がほとんど独占的主導権をもって実施したものであることは周知のところである。

幕府は元禄8年から同11年にわたって上州伊勢崎藩主酒井忠挙と同小幡藩主織田信久、同高崎藩主安藤重博とに命じて関東総検地を

施行している。これは同11年からはじまる元祿の地方直し（旗本・御家人の給与を蔵米ではなく知行地で与えること）の準備作業の意味ももっていた。元祿の地方直しは荻原重秀によって推進され、旗本の困窮を救うためということを表看板にかかげていたが、実質的には旗本・御家人の地方知行制の近世的変容を最終的に決定することを狙ったものであり、これを幕府の元祿の関東総検地と関連していえば、旗本、御家人の知行地にたいしては、知行主の百姓を決定し、それを掌握するという目的をもっていた⁶⁾。

さてこのような検地を実地するにあたって当局が当面した重大な困難の一つに、先記のような質入れ、質取りなどを通して混乱錯雑していた農民の土地所持権を、どのようにしてほぐし確定するかということであった。この問題を解決しなくては検地の実施は不可能であるが、その解決方法として示されたのが、元祿8年6月に出された「質地取扱に関する12ヶ条の覚」である⁷⁾。

この「質地取扱に関する12ヶ条の覚」は質地の取扱について関東郡代伊奈半十郎より幕府に出された伺に対して、幕府がその一つ一つに付紙で解答を指示した形になっており、その内容は江戸時代の土地制度のうえで劃期的意味をもっている——寛永20年3月の田畑永代売買禁止令で表現される幕藩制的土地所有と、その解体の結果でてきた明治6年の地租改正で表示される土地所有とを線で結ぶと、その転換の接点にこの「質地取扱に関する12ヶ条の覚」が位置することになる——ので、若干長いがその全文をかかげておく。なお、この質地取扱に関する伺を出した伊奈半十郎は関東郡代ではあるが、同時に元祿7年春から同8年冬までかかって行なわれた飛驒国総検地当時の飛驒代官を兼任しているので、この質地取扱に関する規定は関東のみならず飛驒とも関連しているかもしれない。

(第1条)

一、田畑、屋敷質物に入年季を限り、年季明請返候答に相定、不請返候はゞ先にて手作致候共、又は外へ質に入候共構無之証文 御付紙

此田畑、屋敷年季質物に入置、年季明候節不請返候者、先にて手作致候共、又は他へ質物に入候共構無之旨書載手形之事、質地流候証文障り無之、年季明不請返候はゞ無構、双方相對を以相定置候上は、只今に至り可請返旨申段難立候条、手形文言之通り質に取候者之次第に可申付事

(第2条)

一、年季明きに不請返候はゞ田地渡し候間、脇へ何程之質物に入候共構無之由之証文、且又年季明き請返候儀不罷成、田地渡し候間、永構無之由文言にて、別之証文入候儀有之候 御付紙

田地質物に入置、年季明候節不請返候はゞ、田地流候旨書載候手形、併年季明請返候事不罷成、田地流候条永構無之旨文言にて別紙証文有之分、兩様共に相對之上は只今可請返謂無之条、右兩様共に不及沙汰事

(第3条)

一、先証文之本金高より多外へ質に入候共、其金子を以先より可請返由之証文 御付紙

田畑質に入先にて、最前之金高より多く再質に入候はゞ、其金高を以先々より可請返由書加へ、手形之事相對を以相定候上は、手形文言之通り再質之金高を以、可為請返旨可被申付候

(第4条)

一、年季明き不請返候はゞ流候間、重而検地入候はゞ先々名に付候由之証文 御付紙

質田地年季明き不請返候はゞ流候間、

検地之節先々名を水帳に付可申旨書入手形之事、前条年季明候て不請返候はゞ流候旨書載候手形と同前之条、可被得其意事

（第5条）

一、年季明きに本金にて可請返、其節請返不申、年季明候已後請候はば、本金に利足を加へ可請返由之証文、併年季明候已後請返候はば、質物に入候年より本金に利足を加へ可請返由之証文、且又年季明候以後不請返候はゞ田地流候間、先にて何様に致候共構無之由、流置重而請候はゞ、本金に利足を加へ可請返由証文 御付紙

此質物田地手形三品共に相対を以相定候上は、手形之通りにて、田地相返し候様に可被申付之事

（第6条）

一、田畑屋敷年季無之質物に相渡し、金子者有合次第可請返由之証文 御付紙
田畑屋敷年季定無之質物に入、金子有合次第可請返由之証文手形之事、何年過共可請返旨訴出候はゞ、手形之通り手数無構請返候様に可被申付候、若時代久敷候敷、又は不分明之事有之候はゞ、其節に至り可被相伺事

（第7条）

一、田畑屋敷書入金子借り置、滞候はゞ右書入之田畑可相渡由之文言にて、田地者持主作り候而作徳出候儀有之候 御付紙
田畑書入金子借置、滞候はゞ田畑屋敷可相渡旨文言手形にて、田地は持主名所に相極、金子者通例之預り金之通り相心得可候申事

（第8条）

一、田畑屋敷質物に入候を、此度本金相済し可請返由申之、相手者田畑屋敷を取候に紛無之候得者、本証文致紛失候由、右質物に入候年数、併金高共に不分明成も有之候 御付紙

田畑屋敷質物に入置候手形、先にて令紛失及争論候はゞ、双方詮議之趣、書付を以可被相伺候

（第9条）

一、質物田地証文に其所之田地不相応金高々直成証文有之候、質に入候者は倍金之由申、相手者証文之金高紛無之由申、其所之ものに相尋候得ども、所直段より者高直之由申、外に倍金証拠無之候 御付紙
倍金にて田畑質物に入置候由申之、外へ遂吟味候処、其所之田地不相応に金高多く相見え候得共証拠無之由、倍金証拠無之候はば、手形金高之通可被申付候事

（第10条）

一、仮令ば田地十兩之質物に取、年季明き本地主不請返候に付、外へ或は二十兩三十兩に質物に相渡、年久敷相過候を、此度本地主先証文之金子にて可請返由申之、最前質に取候者金子相違に付難儀に候者も有之候 御付紙

田地質に取置、年季明に不請返候に付、最前之金高より多く他へ再質に入置候処、此処先地主最前之金高にて可請返旨訴候事、最前之証文他へ質に入候共無構旨於不書載者、再質に取候者無念に候間証文過分候共、定之通請返之、先地主へ最初之手形金高にて可為請返、最初証文に不請返候はば、他へ質に入候共無構無之旨書加へ、年季明年数久敷候はゞ可為前条之通り、難申付事も有之候はば、其時に至り可被相伺事

（第11条）

一、田地屋敷質物に入、年季明本金にて可請返之証文相定候迄にて、何の訳も無之証文有之候 御付紙
田畑屋敷質物に入置、年季明可請返旨文言にて何之定も無之、願出次第可為請返事、然共年季明年久敷候はゞ、其時に至り可被相伺事

(第12条)

一、田地讓渡証文にて年季も無之田地、讓渡、或者礼金、或為祝金金子請取之、子々孫々迄構無之由文言にて由緒有之者も、右之通讓証文致遣候も有之 御付紙田地讓渡証文にて、礼金為祝金金子請取之、子々孫々迄構無之旨証文手形之事讓渡之由に候得共、金子取之旨永代売と相聞候条、田地取上げ双方永代売作法之通り可申付事、勿論由緒無之も有之も可為同前事

右之通奉伺候 以上

元禄八年亥六月

伊奈半十郎

この12ヶ条は内容が大変多岐にわたるが、その主要骨子は質入れ田畑の流地に関する規定と、逆に質入れ地の請返しに関する規定との二つの部分となろう。幕府はこれまで田畑の質入れは認めるが質流れは認めないという立場をとるが、その結果17世紀半ころになると、質入地が又質にいれられ、それがさらに又々質にいれられるなどして、現実の耕作者（又は占有者）が転々とし、またそうでない場合でも質入れ、質取りの当事者が死亡または代替りをするなどして、江戸時代初頭、土地政策の根幹として決定した耕地所持権者＝名請人（その者が耕作すると同時に年貢を納入するのが原則である）がはなはだ不明確になっていたのである。したがってここらで思い切った処置で耕地と農民の関係を昔のように単純化する必要がどうしてもあったのである。しかし綱吉前期政権のようにこれをもとにかえすことは、耕地と農民の関係が入りくみ錯雑してもつれた糸のようになってしまった今としては、ほとんど不可能なことで、わずかに明らかな法令違反を処罰するのがせいっぱいのことであったろう。このような問題を解決しうる唯一の方法としては、問題を幕府の法令からではなくて現実の側から、現実ひきよせて解決を試みるしかなかったわけで

ある。

質地取扱に関する伊奈半十郎の12ヶ条の伺にたいする幕府の解答をみると、

(1) 質流れを認める場合。質流れが明確に認められているのは、第1条、第2条、第4条などである。

まず第1条では、田畑を質入れするにあたって、年季が限っており、そのうえ年季が明け次第請返すことになっており、万一請返しをしない場合は質取主が手作りしようと、また第三者に質入れしようと自由であるという文言が記されている場合は、双方相対で定めたのであるから、証文の文言通り自由に処分してもよい、として質流れを認めている。また第2条では、年季があけたときに請返さなければ、田（畑）地を渡すから自由に扱っても良いとの文言が証文に記されている場合、または年季が来て請返すことが出来ず、田（畑）地が質流れになっても永構なし、という文言の別紙証文があった場合は、これも相対のうえのことであるので、質入人の請返し請求そのほか一切の権利主張を認めないとしている。また第4条では、年季が明けても請返さない場合は、質入した田（畑）地を流地にするから、万一検地があった場合は質取人の名で検地をうけ、その名請地としても良いとの文言が証文に入っている場合について、これも質入れ人の請返し請求権を認めていない。

以上のように、田畑を質入れするにあたって質入れ年季を限っており、年季明けのときに請返さなければ、質取人の勝手次第といった意味の文言が質地証文に明記している以上、その結果おこってくる質流れ現象にたいし、幕府は証文文言を尊重して質取主の権利を認め、質入人の請返し請求権はないとしているのであって、ここでは質入れ、質流れのコースを通過しての耕地の所持権の移動が幕府によって公認されているのである。

(2) 質流れを認めず、質入人の請返し請求

権を認めている場合。これにあたるのは第6条と第11条とである。

まず第6条であるが、これは無年季で田畑を質入れし、請返し条件として金子有合次第に請返すという文言が証文に入っている場合である。このような場合は、質入れをしてから何年たっていても、金子さえ用意すれば請返しを請求することができるかとされている。つぎにこれと非常によく似たケースであるが、第11条では、田畑屋敷を質物にいれ、年季があげたときに本金で請返すという文言のみがあって、ほかには何の条件もついていない証文の場合については、年季があげたら請返すという文言のみがあってほかには何の条件もないから、という理由で請返しの請求があればそれを許可するようにと指示している。ただこの第6条と第11条の場合は、前記のような解答をあたえたのち、第6条については「若時代久敷候歟、又は不分明之事有之候はゞ其節に至り可被相伺事」と附記しており、また第11条には「然共年季明、年久敷候はゞ、其時に至り可被相伺事」と断書がつけられている。

この第6条と第11条の伺にたいする解答のように、質流れという文言がなく、借りた金さえ返済すれば、何時でも質入田畑を請返すことが出来るというのが、田畑求代売買禁止令の代償行為として許されていた質入れ、質取りの本来の姿であって、幕府としてはおそらくこの段階でも、それが好ましいと考えていたのであろうが、質入れ、質取関係はそれがおこなわれた段階から年久しくなるにしたがって、個々の事例を具体的に検討してみないと何とも判断しえないケースが多かったため、このような断書をつけざるを得なかったのであろう。——このような問題にたいする解決策としては、結局質入れ年季の制限と、質地請戻出訴期間を制限する方向に向ってゆくのである、この点後述する——

以上二つの(1)・(2)中間型式とも見られ

るものが第3条、第5条、第9条、第10条である。順をおってみてゆくと、まず第3条は、質取主がその質入人に質地の代償として貸してやった金高よりもより高い金額で、その田畑を第三者に又質にいれた場合の処置であるが、証文に「先証文之本金高より多、外へ質に入候共、其金子を以、先より請返」という文言があった場合は、請返し請求を認めるが、しかしその場合「相対で定めた事であるので」という理由で、質取人が又質入れをした時の金高を支払う必要があるとしている。また第5条では、年季明けの時は本金で請返すが、万一その時に請返しが出来ず、あとになって請返しを請求するときは、本金に利足を加えますという文言が証文にはいつている場合は、これも「相対」で決めたのだからというので、証文の文言通りに本金に利足を加えた金額で請返すべきことを命じている。つぎの第9条では、田畑を質入れする場合、その地方の常識的値段より高値で質に入れ、質入人が後になって、これを普通の質入れではなく倍金証文であると主張し、調べてみても、その地方の相場より高いということが判ったが、それが倍金証文であるという証拠がなかった場合の取扱いとして、証拠がない以上、証文に記載している文言の如くすることを命じている。さらに第10条では、たとえばある田地を10両で質物にとり、年季があげたのに元の地主（質入主）が請返さないのので、その田地を第三者に20両・30両という金額で質に入れた。ところが大分たってから元の地主がその土地の請返しをしたい、しかも最初の10両で請返しをしたいと申し出た場合、質取主はその田地を20両、30両で第三者に質入れしているのであるから、第三者から請返して元の地主に返すためには、差額の10両、20両を自弁しなくてはならぬことになる。このような場合に質取主は元の地主にその差額を出させるかどうかということだが、最初の証文に「他（第三者）に質入れしても

かまわないという文言がない以上、質取主の落度であるから、それは当然質取主がその損金をかぶるべきで、最初の質入れ主（元の地主）にそれをかぶせるべきでない、としている。

以上が元禄8年6月の「質地取扱に関する12ヶ条の覚」の主要部分であるが、これを全体として眺め、それ以前の土地（質地）政策と照合してみると大略つぎのようなことが指摘できる。

幕府はこの時期までは田畑の質入れは認めるが、その結果としての質流れは認めていなかった（年季を切らずに質入れしたり、年季を切っても、請返しができないときは証文の書替という処置をとっていた）。しかしこの「覚」ではある条件を備えたものには質流れを認め、質入主の質地請返し請求権を認めないこととした。ある条件とは年季が来て請返しが出来ないときは、質入地を渡す（質流とする）という流地文言が証文に入っていることである。

つまりこの「覚」では質地取扱を、田畑永代売買禁止令の当然の帰結として質入れは許しても質流れは認めないという線（視角）から整理するのではなく、たとえば第1条、第2条、第3条、第5条に「双方相対を以相定置候上」という言葉がつかわれているが、双方の相対取決めを、またそのような文言を使っていないところでも、＜当事者間の相対取決め絶対優先＞という理論で一切を処理しているのである。つまりここで用いられているのは、幕府の法ではなくて庶民相互の私的契約優先の理論である。そしてそのことは、この「覚」の質地処理論が、田畑永代売買禁止令を軸とした幕府の基本的土地政策（の理論）からではなくて、当時幕府が当面していた元禄時代という時代の社会現象のなかから、新しい処理方法を見出してゆこうとする態度の結果生まれたものであることを意味している。

なおこの「質地取扱に関する12ヶ条の覚」の社会的背景を知るのに大変参考になるので、直接天領でおこったことではないが、幕府の重臣堀田正虎の所領でおこった事件を記しておこう。出羽国山形藩は松平忠雄の領地であったが、元禄13年（1700）正月13日に備後国福山に移封になり、そのあとへ福島城主の堀田伊豆守正虎が移ってきた。同15年領内の大庄屋たちは連署して田畑売買証文を改更し、かつ名寄帳の改正を願って願書を差出した⁸⁾。その骨子はつぎのとおりである。

(イ) 田畑永代売買は禁止されているが、その趣旨を忠実に守っていたのでは実情にそわぬ点が多くて不便なので、百姓が入替るときは流質地を認めてほしい。

(ロ) 質入地が質流れになったあと、それを請返すことは、たとえ過金を出しても、一度質流地を手に入れた方は、その土地に色々と都合のよいような改変を加えているのだから、請返しを要求されるのは大変困ることである。何時までも質地の請返し請求権を残しておくのは困ることである。

(ハ) 田畑の移動流通は田畑永代売買禁止令で阻止されているので、色々実情にそわないことが多く、その間に混乱が生じて困る。このような混乱をさけるために、田畑名寄帳を3冊つくっておき、1冊は御役所、1冊は大庄屋、あとの1冊は庄屋のところにおき、耕地の一切の事実上の移動をそれに記しておき、たとえ証文はどのようになっていても、耕地関係のことはこの名寄帳によることにしたい。

というのである。この山形藩でも田畑永代売買禁止令および、それに伴う土地立法は現実に即さないからというので、領内上層部（彼等は質取を通して耕地を集積してゆこうとする層でもあるが）から、改正ないしは現実に即した便法を要求する声が強かったのである。そして同藩の場合は彼らの要求がいれられて、事実上の質流れによる耕地集積が認め

られている。

幕府の場も同様なことが考えられるので、³「質地取扱に関する12ヶ条の覚」が出された背景には、一つには勿論混乱した耕地所持関係を整理して封建収奪を、より確実なものにしようという領主自身の強い要求もあったろうが、いま一つは当時ようやく勢力を増して無視し難いまでに成長しつつあった前期的資本の要求があったことも見逃せないであろう。

五

新井白石時代と呼ばれている六代家宣、七代家継の時代は農政と呼ぶべきものがほとんどない時代である。いうまでもなく土地政策と呼ぶものはない。⁴「質地取扱に関する12ヶ条の覚」のあとをうけた次の政策が出てくるのは八代將軍吉宗の時代になってである。

吉宗時代の土地政策は享保7年（1722）4月に出された⁵「流地禁止令」をはさんで、その前と後との二つの時期に分けることができる。⁶「流地禁止令」よりまえの時期は、幕府の土地政策は、明らかに元祿8年の⁷「質地取扱に関する12ヶ条の覚」の延長線上にあると見てよいであろう。享保3年8月11日に幕府は質地取扱についてつぎのような⁸「覚」を出す⁹。

覚

- 一、質田畑屋敷并に山林等、拾ヶ年より五ヶ年之年季に候者、年季明ヶ五ヶ年之内訴出候分は可致裁許、弐ヶ年三ヶ年年季に候者、年季明ヶ三ヶ年之内訴出候分は可致裁許、勿論右年数過候はゞ取上申間敷候事、且又証文に年季之限り無之、金子有合次第可請返旨有之質地は、其証文之年号より拾ヶ年之内訴出候者可致裁許、拾ヶ年過候ハゞ取上申間敷事
- 一、質地之年季は弥拾ヶ年を限り、其余之

長年季取上申間敷事

附、質地証文に名主加判無之分は取上申間敷候事

右者質田地年季明候而請返度旨、并年季之限り無之、金子有合次第可請返由之証文を以訴出候はゞ、只今迄年数を不極候故、裁許まちへにつき、享保三戌八月十一日、評定所一座評議之上、書面之通相定候、以上

戌八月

酒井修理太夫
牧野因幡守
松平対馬守
土伊伊予守
坪内能登守
中山出雲守
大岡越前守
水野瀧岐守
水野伯耆守
伊勢伊勢守
大久保下野守
大岡弥太郎
辻六郎左衛門

この決定は元祿8年6月の¹⁰「質地取扱に関する12ヶ条の覚」のなかで、質流れを認めず、質入人の請返し権を認める場合およびそれに準ずる場合の制限条項として出されたものである。流地文言（または所持権の移転をうたった文言）が証文のなかに入っている場合は、所持権を移せば事は終わるわけであるが、前記のような場合は大変困難な問題が残っていたことはさきに記したところである。たとえば¹¹「質地取扱に関する12ヶ条の覚」の第6条、年季を限らず田畑の質入れをし、ただ「金子有合次第請返」という文言のある場合、また第11条のように、年季明けに本金で請返すという文言のみの証文の場合、その他これに準じる場合（第3条・第5条・第9条・第10条）は、質入人の質入地請返し請求権が認

められていたのだが、ただ実際の処理上には多くの困難な問題が残っていた分について、ここでは、

(イ) 質入地（田畑屋敷山林等）の年季が10ヶ年より5ヶ年までの間になっているものは、年季明けより5年以内に訴出た場合、

(ロ) 同様に質入年季が2～3年のものは、年季明けより3年以内に訴出た場合、

(ハ) 年季が決められてなくて、「金子有合次第請返」すという文言になっている場合は、その証文の年号より10年以内に訴出た場合。

以上三つの場合のみに質入人の請返し請求は有効で、したがって幕府もその条件にかなっている場合に限り、質入地請返しの訴訟を受理し、それ以外は一切とりあげぬこととしているのである。とくに元禄8年の「質地取扱に関する12ヶ条の覚」の第6条で保証されていた、「金子有合次第請返」すという文言のある証文は、何時でも借用金さえもってゆけば質入地は請返すことが出来たのに、この規定によれば、たとえ「金子有合次第請返」すとの文言があっても質入年季を限定していない場合でも、質入れ年月より10ヶ年以内しか請返し請求権がないとして、質入人の権利は大きく制限されているのである。すなわちここでは質入れ、質取り関係による耕地所持権の錯綜は現在の側から処理してゆくという態度が一層強化されているのである。

このような方向は、さらに享保6年2月に出された「村々へ申渡候書付」（全21ヶ条）のなかの質地取扱に関する条項で一層おしすすめられてゆく¹⁰。つぎに関係部分をあげてみよう。

（第8条）

一、田畑屋敷山林等に至迄、永代之売買一切停止之事

但、年季限之売買にても、村並之直段より倍金にて売買仕べからざる事

（第9条）

一、頼納と申名付、田畑屋敷山林等其直段より倍金を以質に入、亦は年季売買之積に致し質に取年季に売、金主は年貢役不相勤に於ては、右質に入亦は売候地主より、年貢役等相勤候儀堅く停止之事

（第10条）

一、質に入候田畑屋敷山林等、拾ヶ年より拾五ヶ年迄之年季に相極め置分は、年季明五ヶ年之内にて可訴出、亦或三年之年季にて年季明三ヶ年の内訴出候も可及沙汰候、右之年数より過候はゞ取上間敷候、証文に年季之限無之、金子有合次第可請返由之質地は、其年号拾ヶ年之内に訴出候はゞ可及沙汰候

但、自今以後は質地之年季拾ヶ年に可相限事

附り、質地之証文に名主加判可取置候、置主名主は組頭年寄加判可仕候、右加判無之質地は取上間敷事

（第11条）

一、質地之儀再質に入候節、金高を増質に取間敷候、惣而質地は其所並之直段より倍金之手形にて貸借仕間敷事

（第12条）

一、田畑屋敷山林等売買と不申、譲と名付金銭を取候而譲渡し候儀、永代売買と同罪たるべき事

（第13条）

一、質地請返之願、地主死後に至地主之子か孫にて無之、外之親類より申出候はゞ為受返申間敷事

但、地主之子孫たり共、親存生之内分家いたし、別株に相成居候か、又は養子に遣し、他家相続之子孫願出候共、本家跡式相立有之、縦縁ハ遠く相成候共、他家之子孫へ為受返候は不相成候事

さてこの書付のなかの第8条、第9条、第11条、第12条は寛永20年3月の田畑永代売買禁止令とそれにとまなう諸規定の繰り返しであ

り、第10条は前掲の享保3年8月の質地に関する規定の繰り返しであるが、それにつけられた「自今以後は質地之年季拾ヶ年に可相限事」は、元禄7年正月の規定の繰り返しであってさして問題とするにあたらない。この書付で一番問題になるのは第13条で、これは享保3年8月の規定をさらに一步すすめたものである。

今までの幕法では質入地の請返しを請求する主体（資格）については全く規定がなく、親、子供、孫（子孫）または親類縁者など当時の社会通念で何となく納得のゆく者であれば、とくに問題がない場合は請返し請求人となり得たのである。ところがここではその請返し請求人の資格について大きな制限をつけている。

(イ) 本来ならば質入人（地主）本人が請返し請求をするべきだが、その者が死亡した場合は、その人の子供か孫に限るので、親類縁者は請求人たり得ない。

(ロ) しかし本人（質入主）の子孫であればそれで良いかというところではなく、本人の子孫であっても親が生存中に分家した者、または他家に養子に行った者はその資格がなくなる。

このように質入人の質地請返しの条件は、勿論自分の持地を質入れするくらいだから、経済的にいってもそれを請返すことは実際には非常に困難だが、また法制上でも前記のように段々と規制が強められて、質入れは事実上の質流れと強く結びついてゆくのである。そして前記書付の第16条で、父兄または親方向の者から譲受けるか、または質流れによって入手した田畑屋敷山林などは、早速名主五人組に断って名儀を自分のものに書替えるように指示し、万一それを怠る者があれば、その土地を公取すると規定している。

これで寛永20年の田畑永代売買禁止令によって定められた百姓名請田畑の移動の禁止は、法的な扱いのうえでも元禄8年の「質地

取扱に関する12ヶ条の覚」を軸として大きく変質し、事実上の慣習——庶民の相対取決め——を尊重するという形で、質入れ→質流れという道を通して崩れ去る方向をとり、とくに享保3年、同6年の前掲二法令によって、ほぼ完全に崩れ去ったといいうる段階にまで到達するのである。耕地集積を通して農民の手元に残された剰余労働部分を集積する〈寄生〉地主化の道は、現実的にはほぼ開かれたといつてよいのである。

- 1) 拙著『元禄時代』
- 2) 徳川林政史研究所蔵。なおこの件については、所三男「畑を盗まれた話」（宝月他2名編『具体例による歴史研究法』所収）
- 3) 『御当家令条』285号。
- 4) 『徳川禁令考』前集、2111号。
- 5) 『日本林政史資料』江戸幕府法令編81ページ。
- 6) 北島正元『江戸幕府の権力構造』第3章第2節および第4章第1節。
- 7) 『日本財政経済史料』第3巻1081～1084ページ。
- 8) 東村山郡教育会編『東村山郡史』巻之2、94～96ページ。
- 9) 『日本財政経済史料』第3巻、1085ページ。
- 10) 『日本財政経済史料』第2巻、957～960ページ。

六

享保7年（1722）4月、これまでの質地取扱に関する処置は、江戸町方で屋敷地を質入した場合の処理方法を安易に農地に適用した誤ったものであったので、というので「流地禁止令」を出して元禄8年の「質地取扱に関する12ヶ条の覚」以来の処置を撤回して、昔にかえそうとした。しかしこれがあまりにも現実を無視した強引な処置であったため各地に混乱がおき、なかんずく羽州村山の長瀬を中心とする天領村々および越後国頸城郡下天領村々に「質地騒動」と呼ばれる大一揆がお

き、1年4ヶ月の後享保8年8月にはこれを撤回している。

「流地禁止令」というのはつぎのようなものである。若干長いが重要な意味をもつので全文をかかげてみよう。

惣て百姓、質田地年季明ケ已後、金子濟方相滞候儀、訴出候得は只今迄ハ金高ニより、五六十日七八十日之日切申付候て、一度之日切ニ不相濟候得は、流地に申付、日延ニは不申付候、是ハ江戸町方ニて質ニ入屋敷之取扱之格ニ相准シ、日延ニ不為致候、然共地方之儀、如此申付候得は、分限宜きものハ質流之田地大分取集、又は田地連々町人等之手ニ入候様ニ成候、田地永代売御制禁ニて候処、おのつから百姓田地に離候事ハ、永代売同然之儀ニ候条、自今ハ質田地一切流地ニ不成候様、只今迄質入ニ致置候分、又は当然訴出候て出入ニ成候分ともに、質年季明候は、手形仕直させ、小作年貢ニても前方極置候分ハ、宥割半之利積之外は金子損失ニいたし、只今迄質地之小作年貢滞り有之は、宥割半之利金積を以元金内え加入、其後ハ無利之済崩之積り、金高宥割半宛年々返済之定ニ手形申付、元金切次第、幾年過候ても地主え相返し候様ニ可致候、いまた年季懸有之分共に訴出候は、是又向後右之通利分宥割半之積りニ改之、手形仕直させ可申候

一、質地之裁判之格法、前条之通此度相改候ニ付、五ヶ年以前酉年以来限之訴出候分は、只今迄裁許を以流地を成来候分ニても、当然元金不残差出シ、田地請戻シ度と願出候ものは請戻させ可申候、但流地持候者之方ニて、田地分配いたし置、又は年季売質地等ニも致置候分ハ、其儘ニいたし請戻させ申間敷候、流地取扱ものニ手前に田地有之分計、右之通請戻させ候様ニ可申候事

一、自今は質田地を以金子借り候事、其所之田地直段ニ式割引之積を以、手形ニ名主、庄屋、組頭等加判可仕候、質地地主ニ直ニ小

作いたさせ候といふとも、向後ハ小作之年貢宥割半之利積を以、小作入上ケ可相極候、是より高利ニ不可致候、宥割半より利安ニ借シ借り致候儀ハ相對次第たるべき事

右之趣、堅可相守候、若違背之輩あらハ、可為曲事者也

さてこの法令は、かなり長文でかつ難解であるが、内容は二つの部分からなっている。すなわち、(1) 最初の部分で何故このような法令(今迄のように質流を認めないという)が出されたかを説明した部分、(2) 後半の部分で、元禄以来認めてきた質入地の質流れを今後認めないとすれば、質入地に関する問題をどう扱うか、という部分である。

(1) 今迄認めていた質流れを、なぜ今後認めないかという点については「百姓が質入れをした田畑で、年季がすぎても借金の返済をしない場合は、その借入金高に応じて5～60日、または7～80日といった期限をきって決済を申しつけ、万一その期限内に決済出来ないものは流地を申しつけて日延は許さなかった。しかしこのような方法は、江戸の町方での屋敷地を質入れして借金をした場合の取扱いかたを、村方の百姓地の質入れに適用した結果出てきたもので、それを村方の農地の取扱に適用すれば、裕福なものは質流れの田地を多量に集積したり、また田地が金を持っている町人の手元に集積される結果になる。田畑永代売買は禁止されているのだから、このように質入れ、質流れを通して耕地の移動を認めることは、結果的には永代売同然であるので、田畑永代売買禁止令の本旨にもとるものである。したがって今後は一切質入田畑の質流れは認めない」というのである。またこのような幕府の農村基本法である田畑永代買禁止令の本旨にもとるような元禄以来の処置は、農村独自の論理からでたものではなくて、江戸町方の屋敷地についての商慣習を模倣したことによって引きおこされた、好まし

くない処置である。という二つの理由があげられている。

(2) ではつぎに質流れを認めない、とした場合、田畑質入地の扱をどうするかについては、大略つぎのような方針が示されている。

(イ) 質入れしている田畑、または訴出れば当然問題になるところの請戻し出訴期限内のものは、質年季があけたら手形を書き直させ、小作年貢についても、今までに取決めているものは、もし小作年貢が貸金の15%以上の利積になるものは15%を限度として、あとは損金とする。またいままでに質地の小作年貢に滞りがあるときは、その滞年数を一割半の金利積りでこれを元金に差加え、其後は無利息の済崩しにし、その金高の15%ずつを年々返済するという形の手形に書き直させ、元金が終わり次第たとえ何年たっていても質入田畑を請返させる。

(ロ) また年季があけていない分でも、訴出ると今後は、(イ)のルールにしたがって15%の金利積りに手形を書き直させる。

(ハ) 今後田畑を質入れして金子を借用するときの金額は、その田畑直段の2割くらいにすること。また質取主が、その質地を質入主に直小作させる時でも、小作年貢は15%の利積とすること。それ以上の高利積りにすることを禁止し、15%より利安の場合は当事者の相対次第とする。

『流地禁止令』は以上でわかるように、元禄8年6月に出された『質地取扱に関する12ヶ条の覚』以来の、質地なかんづく流地に関する諸規定を、それは「江戸町方の屋敷地の取扱いに準じたもので、地方独自のものではなく『田畑永代売買禁止令』の趣旨にそむく」という理由から廃棄し、寛永20年の『田畑永代売買禁止令』が出された段階の本来的な質地の取扱、すなわち田畑の質入れは認めるが質流れは認めない、という立場にたちかえたもので、享保改革過程の諸法令のなかでも、もっとも注目すべき法令の一つである。

七

さてこの『流地禁止令』の発布年月であるが、従来享保6年12月とされてきた²⁾。それは多分『御触書寛保集成』の『流地禁止令』(前掲)の日附が享保6年12月になっているからだろうが、『徳川実紀』によると享保7年4月6日の条に「六日令せらるるは。すべて貧民。田畝を質として金をかりし者。その期にかへし得ず。上裁を仰げば。一たびその期をのぶべき旨令するといえども。なをかへし得ざる時は。つるに田畝は。金かせしものゝ有とせしが。かくては質地は豪富に帰し。貧民田畝に離るゝ者多かるべし。かねて禁ぜられし田畝を。ながくうり渡すにひとしければ。この後田畝はなれざるやうに。先々の質地も……」とある。『徳川実紀』によると『流地禁止令』の発布は享保7年4月6日ということになるが、『御触書寛保集成』にも同7年4月付で「惣て百姓質田地之儀、裁判之仕方此度相改り、質流しに不致筈に候、委罪之趣ハ御勘定所え可被承合候、以上³⁾とあって同年同月質地取扱の方法があらたまって、今後質流しにしなくなった旨がのべられている。

また一方享保8年8月の『流地禁止令』の撤回を触れた令(『御触書寛保集成』2606号)には「去々丑年冬中相触質地之類……」とあって、『流地禁止令』が出されたのは去々丑年冬中=享保6年の冬ということになっていて、この法令の発布年月については幕府の態度も甚だ曖昧なところがある。それで幕府の立法事情をも含めて知りうる『享保撰要類集』についてみると、享保6年12月の令(『御触書寛保集成』2604号)には「質田地済方一割半之利積を以可有裁許御書付之事」という見出し(表題)がつけられおり、享保7年4月の分(『御触書寛保集成』2605号)には「質田地質流に不罷成御書付之事」という見出しがつけら

れている。

「(享保)撰要類集」は『徳川実紀』の解釈と同じ態度をとっており、さらに前者(2604号)には「此書付ハ一座相談の上有馬頭殿江相伺、十二月十二日井上河内守殿江御勘定奉行衆ヲ指上候写」、後者(2605号)には「右質田地裁許仕形之儀、旧冬三奉行相談之上相極メ、井上河内守殿江御勘定奉行衆ヲ被指上候書付之儀を、此度右之通被仰出候、裁許仕形書付、旧冬之訳書付帳ニ有之候間重而略ス」という註記がついている。

これによって「流地禁止令」は享保6年12月に評定所一座のところで案文が出来、それを側用人の有馬兵庫頭に見せて意見を聞いたうえで、老中井上河内守に上申して決裁をあおぎ、享保7年4月にそれが決済されて発布されたことが判るのである。したがって「流地禁止令」の発布は享保7年4月とするのが正しいのであり、その法令の最高責任者は老中井上河内守ということになるのである。但しこの法令については幕府の関係者も甚だ態度が曖昧なところがあったのもまた事実である。その理由については後述する。

八

この「流地禁止令」は天領・私領ともに大きな波紋をひきおこした。そのなかで一番大きなものが羽州村山郡長瀬村と越後国頸城郡下の天領村々でおこった大農民一揆である。これを「質地騒動」と呼びならわしている。

(1) 羽州村山郡長瀬村質地騒動 まず羽州村山の質地騒動からみると漆山代官秋山彦太夫から「流地禁止令」を伝達された長瀬村の名主はどうしたものか、これを農民に伝えることをしなかった。『東村山郡史』には「故アリテ未タ村民ニ告知セス」とあるが、多分この法令を伝達すると村内に混乱がおり、また自分たちの利益もそこなわれると考えてのことであろう。ところが同村の新兵衛とい

う百姓が、享保8年正月になって「流地禁止令」が出ていることを知り、他村からその写をもらってきて知人と研究会をひらいた結果、この法令は徳政の御触であって、質入地および質流れ地ともに、今後金子を出さず済崩しに取り返すことが出来るのだと解釈し、もしこの連判状に加わらぬものは、その田畑を奪取って酒手にするぞとおどして380人の連判をとりつけた。そして名主宅におしかけ、名主がこの法令を農民に読み聞かせなかったのは不屈至極であるとせめて、その罰だということでまず質地を取返し、借金はそのあとで割らず済崩しに返済することとしたうえ、小作料金は1割5分と制限されているにかかわらず、それ以上だまし取っていたとして、その超過分の返済を要求した。

名主たちはあれこれと農民たちをなだめようとしたが成功せず、漆山代官所にたすけを求めた。しかし代官所陣屋でも「暴人十人、二十人の義にてこれあり候はゞ、急取締め相鎮め申すべき処、三四百人の義に候へば何とも鎮めかね候」というので、ことを江戸に急報するのみで手を下しかねていた。勢いをえた農民たちは金を貸している46人の家におしよせ、田畑質入証文320通をとりかえし、さらにもし万一問題になった時に不利にならないようにというので、金主たちから質地証文を返したのは金主・借方相対のうえだという一札をとった。この一札は金主側がのちに主張したところによると「此証文の通り認めて印形をしないと、縄をかけ、打擲仕り、首を抜くぞ」とおどし強要して書かされたものだということである。

代官所側は、両者の話し合いでことを解決しようと努力したが結局成功せず、金主・借主たちからその主張を書面にして差出させて幕府の指示をあおいだ。幕府は両者の代表を江戸に召喚しようとしたが、逮捕されることを恐れた農民側のうち10人ほどは江戸に出ず、なお闘いを続けたので幕府は隣接藩の山

形城主堀田山城守へ「今度羽州長瀨百姓十人の者共、御勘定奉行差紙難渋致し候に付、早早取締め、差登せ申すべく候。若し手向ひ等仕り候ものこれ有らば、弓鉄砲太刀の鞘を外し、村中残さず薙切仕るべし」という命令をくださった。この命をうけた山形藩では総勢800余人の兵をくり出し、また新庄藩も幕命によって出兵した。こうして一揆は鎮圧され、主謀者は江戸送りとなった。

江戸では駒木根肥後守、箕播磨守、荻原源左衛門が主となって詮議にあたり、村役人、金主側には何のともがめもなかったのにたいし、農民側の意見は全く容れられず、磔2名、獄門4名、死罪2名、遠島9名、田畑取り上げのうえ牢舎5名、牢舎1名、過料91名、合計114名のものが処罰されて一件は落着した⁴⁾。

(2) 越後国頸城郡一帯質地騒動 越後国頸城郡下にある天領村々に「流地禁止令」がわたったのは享保7年11月になってであった。この場合もことの大きさに驚いた村役人たちは、それを百姓たちに読聞かせることをしなかったのだが、同郡下鶴町村・米岡村・角川村・新屋敷村・四ツ辻村・角川新田・田中村・荻野村・野村などの村々の質置人たちは集まって、自分たちで入手した「流地禁止令」を座頭円歌、医者祐益から解説してもらった。このとき両解説人は長瀨の場合と同様誤って法令を質置人たちに有利なように解説した。これはあながち故意にそうしたというより、条文そのものが先掲のように難解なので読みちがえたのであろう。

これを聞いた農民たちは大変よろこんで、この法令は金持や町人に田畑が集まり、百姓が田畑から離れるのを御上が気の毒に思って、御慈悲をもって元金済崩しを仰付けたのだから、その趣旨にそうためにはまずなにより質地を取返すことが先決だとして、質地のうち四分は金主に渡しておいて、六分は質置主の方に返還することなど、4ヶ条の要求を

かかげて代官所に訴え出た。もちろんこのような要求が代官所に受けいられる筈がなく、新屋敷村の金右衛門ら20名の者は鶴町村、沖村の金主宅をおそって米などを強奪した。代官所では質置人たちを集めて法令の内容を説明して説得につとめるとともに、事件の主謀者を捕えて投獄などした。この間質置人たちは代表を江戸に送って法令の解釈について当局にただしたり、また金主たちも集まって協議するなどの動きもあったが、結局のところ入牢者全員を130日目に釈放して事件は一応の落着きを見た。

しかし質置の小百姓たちは、なお納得せずまたさわぎはじめ、火の手は次第に強まって、やがて150ヶ村約3,000名もの農民がこれに加わり、大挙して質地奪回の実行使にでた。そのため代官所役人および金主たちは全くなすところを知らず、ともども隣接私領である高田藩領ににげこみ、代官所役人たちは江戸に救援を乞い、金主たちはことを幕府に訴えて出た。

このようにして頸城郡の天領一円はまったくの無政府状態になったが、ことが自領に波及することをおそれた高田藩では、代官所にたいし、代官所支配下の百姓たちの動揺が自領にもおよびそうな形勢なので、なおこのうえ騒ぎを放置するのであれば、自分たちの力で取締りにのり出すから、そう心得てほしいと通告するとともに、幕府にたいしても、これ以上ことが進行するようであれば、自領のためにも放置できぬので、自藩の力で処置したいと願ひ出た。

このように事件は一向に片附かず、幕府の威信はおちる一方であり、そのうえ自藩領への波及をおそれる隣接諸藩からの圧力もあって、幕府は同9年3月11日に問題の天領を、高田藩（松平越中守10万7千石）、会津藩（松平肥後守7万石）、長岡藩（牧野駿河守6万4千石）、館林藩（松平右近将監4万7千石）、新発田藩（溝口信濃守4万3千石）へと分散して預け地

とし、それらの藩に騒動の鎮圧を命じた。

この事件の中心地をあずかった高田藩は、質置人の願を聞き届けるから出頭するようにとだまして農民を出頭させ、その主要人物を捕えるなど、関係諸藩は強硬措置にて、同年6月30日までには関係者全員の逮捕に成功した。そして享保10年3月11日に判決がくだり、磔7人、獄門11人、死罪12人、遠島20人、所払19人、過料28人で、赦免されたのはわずか9名という有様であった。また判決がくだった時は処刑判決を受けたもののなかで半数以上がすでに牢死しており、また附加刑として欠所家財没収となったものは63名、その総石高は97石7斗余、土蔵1棟、馬屋17棟、持仏堂1棟、馬1頭におよんだ。なお彼等被処罰者のほとんどが4石以下の零細農であった⁵⁾。

九

以上二つの事例(質地騒動)でもわかるように「流地禁止令」は歴史の現実からあまりにもかげはなれた処置であったため、数多くの問題をひきおこして享保8年8月に撤回されるのである。撤回のため出された法令はつぎのようなものである⁶⁾。

(第1条)

一、去々丑冬中相触質地之類、流地に不成裁判有之候処、右之通にても質地請返シ候事も成兼、却て迷惑致候者有之、金銀之借し借りも手支候由相聞之候ニ付、当卯九月より丑年以前之通取捌有之筈ニ候事

(第2条)

一、金銀不致返弁、質地をも不相渡、及出入候時ハ、可訴出儀勿論に候得共、年久敷儀は取上無之候間、享保元申年以前之出入ハ訴出間鋪事

(第3条)

一、丑年以来当卯八月中迄、奉行所又は私領にても、質地年賦に請戻し候裁判申付、証文改置候分ハ、弥其通に可相心得候、然共此上相對を以質流しに致候共、勝手次第之事

右、此旨を可相守者也

享保八卯年八月

質地出入裁判之儀、今度相改り、別紙之通御代官所え相触候間、私領方ニても右之趣、可被相心得候、以上

八月

第1条ではなぜせつかく施行した「流地禁止令」を撤回するかの理由をのべている。それによると、「流地禁止令」で流地を認めず証文の書替を軸にして質入地の処置をすることにしたが、「そうしてみても質に入れた耕地を請返すことが出来るというわけでもなく、かえって耕地を質にとって金を貸そうという者がなくなり、金融が逼迫して迷惑する者もあるから」ということを撤回の理由にしている。

第2条、第3条では「流地禁止令」を撤回するにあたって以後どうするか、ということ述べている。まず第2条で借金も返さず質入地も渡さない場合はもちろん、以前のように訴え出るべきは当然であるが、ただ古いことは裁判のしようがないので享保元年(1716)以前のものについては訴えないように。つまり訴出ても受理しないから当事者が話し合いで(相対で)解決するように、としている。つぎの第3条では「流地禁止令」にもとづいて質地を年賦で請戻すよう裁判を申しつけ、証文を替書えたものについては、それが天領私領の場合を問わずその通りに今後も処理するよう。しかし今後当事者どうしが話し合つて質流れにしてもそれは勝手である。

以上であって、要するに「流地禁止令」は実情にそわず、かえって農村の金融を不円滑にして農民に迷惑をかけるから、これを撤回

して質入れ、質流れによる耕地移動を認めるというそれ以前の状態にかえるというのである。結局「流地禁止令」が生きていたのは僅かに1年4ヶ月、仮に一步しりぞいてこの法令が出されたのが享保6年12月としても、その生命はわずかに1年と9ヶ月ほどということで、ずいぶん短命である。

もちろん誤った処置は、それが誤りとわかれば直ちに撤回することは、政治の世界ではむしろほめらるべきことではあるが、せっかく「農村には都市と違った農村独自の論理がある」としておし出した「流地禁止令」を、幕府がなぜこのようにあっさり撤回したのであろうか。このことを考えておくのは、この法令の幕府の土地政策のなかで占める地位、つまり幕府の土地政策の主流は何であったかということを知るうえで重要であるので以下そのことを考えてみたい。

「流地禁止令」の発布と撤回と関連して考えられることに、享保4年11月に出示された幕府の「相対済し令」にたいする態度がある。「質地取扱に関する12ヶ条の覚」より7年おくれた元禄15年(1702)閏8月に幕府は元禄の「相対済し令」を出している。この法令は普通「相対済し令」という言葉で一括して呼ばれているが、その内容は昨年までの貸金および売掛金に関する紛争の訴(これを金公事という)は幕府がとりあげて裁許しないので当事者相対で解決すべきだが(債権はあるが訴権はない)、今度(元禄15年)正月以降のものは幕府がとりあげてこれを裁許する、というのである。この法令は金公事のある部分を「相対済し」にしたことより、幕府公権力が、庶民相互の営利行為である貸金および売掛金の保護に、正式にのり出したという側面に歴史的意義がある。なおこのとき「相対済し」の対象になるものについても(イ)「神社仏閣修復金銀」、(ロ)「出家の出世金と座頭の官金など」、(ハ)「公儀引負金銀」、(ニ)「当座属、日用質と職人手間賃」、(ヒ)「家質金銀」、(ヘ)「田畑質金

銀」の6種類が除外されている。つまりこの六つについては、元禄15年以前のものも、幕府は「相対済し」とせず、幕府の責任において紛争を解決するとしているのである。このなかに田畑を質に取って貸した金銀の入っていることに注目しておく必要がある。

享保4年11月、幕府は有名な享保4年の「相対済し令」を出す。この令はこの時以外の「相対済し令」がたいてい、元禄15年の令のようにこれから後のものは幕府が受理して裁許するが、今より前の金公事はこれを受理して裁許しないので、当事者が相対で解決するように、としているのにたいし、今までの分も、今後の分もどちらも金公事は受理しないとしているところに特徴がある。

ではなぜこの段階で金公事は今迄のものも今後のものも一切うけつけない、という思い切った「相対済し令」を幕府は出したのであろうか。この問題については古くから、借金銀に苦しむ旗本御家人を救済するためという説があるが⁷⁾、これはいわば解釈のしすぎであって、ほんとうの理由はずぎの二つであると考えられる。その第一は農民的剰余の成立を基盤として展開した封建社会の経済社会化現象と、そのうえにくりひろげられた庶民的商品流通のひろがり、商行為にともなう紛争を多発させた。このような民事紛争は元禄時代(広い意味での)になってより数多く幕府にもちこまれるようになり、本来そのようなことを予想してつくられていない幕府の行政機構に大きな負担をかけるようになった。そのような事情のうえに度重なる江戸の大火と貨幣改鑄とは経済界に混乱をもたらし、將軍吉宗が享保の改革を思いついても、幕府の従来の行政機構では民事紛争の処理にのみ忙殺されて、本来の仕事は何も手がつかぬという状態にあった。たとえば享保4年の「相対済し令」が出される前年、享保3年の1年間に江戸町奉行所にもちこまれた公事数は35,790件で、そのうちわけは金公事33,037件

と実に92%強にもなっている⁸⁾。またこれら公事のうちその年のうちに処理出来たのは約33%で、じつに全体の3分の2もが未処理のまま翌年にもちこされている。

これでは思い切った改革政治など出来ぬ相談であって、どうしても抜本的な解決策が必要であったわけである。このため幕府は「相対済し令」を出して金公事を切ってすておいて、その間に思いきった機構改革をしようとしたわけである。享保4年の「相対済し令」が出された主たる理由は以上のようなところにあると考えられるが、いま一つ大きな理由があった。それは金公事を含めての民事紛争についての解決のルールをつくる必要であった。民事紛争の多発とその内容の複雑さが問題になりはじめるのは元禄のころからであるので、もちろん吉宗が八代将軍になった段階では、紛争解決のルールはまだ出来ておらず、江戸町奉行就任早々の大岡越前守忠相は相役の中山出雲守と2人で、奉公人出入、借金出入、家賃出入など21項目にわたって民事に関する出入を処理するためのルールを作ろうと試みているが、何とんでも新事態に対応するためのルールづくりであり、また民事紛争は内容が複雑多岐であるので、その仕事は容易でなかった（それが完成したのは寛保2年（1742）の公事方御定書においてであった）。享保4年の「相対済し令」は、この新しいルールが出来るまでは、さしあたり金公事は相対済しにしようという意味をももっていた。

ともかく享保4年の「相対済し令」は以上のような背景をもって出されたものであるが、それによって借金銀売掛などをめぐって若干の混乱がおきたことは想像に難くない。なかんずく売掛の多い問屋筋は売掛金の回収をめぐって苦慮するところが多く、十組問屋をはじめとする問屋たちは、何とかしてくれるように幕府に訴えている。このような訴えを受けて江戸町奉行所では問屋の滞金の調査を実施している。多分この調査結果とも関係

があると思われるが、土井伊予守（寺社奉行）、大岡越前守（町奉行）、諏訪美濃守（町奉行）、大久保下野守（勘定奉行）、久松大和守（勘定奉行）の5名が話しあった結果、「相対済し令」が出てからもう4～5年もたち、「裏判出し」の処置で大抵の出入は内済ですんでいるので、このあたりで同令を撤回したらどうであろう」と御側用取次の有馬兵庫頭まで申し出た。しかしこの申し出は拒否されて「相対済し令」はそのまま続けて実施されている。

つまりほぼ同じ時期に撤回が問題にされながら、何故「流地禁止令」の方が撤回されて、「相対済し令」の方は存続したのであろうか。いうまでもなく「流地禁止令」の方は質地騒動という大一揆を誘発しているし、またこの両者を単純に比較すること自体に問題があるが、やはり「流地禁止令」と「相対済し令」との間には、享保の改革政治に占める役割（位置）のちがいがあったと考えられるふしがある。

「流地禁止令」の発布の最高責任者は老中井上河内守正岑である。彼は阿部正喬、土屋政直、久世重之、戸田忠真とならんで、紀州から吉宗をむかえて八代将軍にしたた老中で、いわば吉宗援立の臣ともいうべき重臣である。したがって吉宗といえども、これら援立の重臣には遠慮があって思い切ったことが出来ない立場にあったのは当然で、将軍就任より4～5年の間ほとんど改革らしい政治がうち出されていないのは、この援立の臣にたいする遠慮があったからだとする有力な説があるほどである⁹⁾。これら援立の臣のうち阿部正喬は享保2年に老中を辞任、土屋政直は同3年辞任、久世重之は同5年死亡で、井上正岑は享保7年5月17日に死亡している。この「流地禁止令」は正岑の死亡直前に出され、その死後間もなく撤回されているのである。吉宗は享保改革の主たる諸政策を、彼自身が取りたてた老中水野忠之の手を通して施行するのであるが、その忠之が財政を専管す

る勝手掛老中に任命されるのは享保7年5月15日、丁度井上正岑が死亡する2日前で、すでに正岑が危篤におちいり意識混濁した段階である。このころ、

死んでも人の惜まぬもの

ねずみ取らぬ猫と井上河内守

という歌が世上に流布していたが¹⁰⁾、將軍吉宗は井上正岑の死を待ち望んでいたかのように、以後改革政治をつぎつぎとうち出してゆくのである。

このようなことで判るように、老中井上正岑は、吉宗援立の臣である同輩が、つぎつぎと辞任、死亡などしてゆき、自分の吉宗にたいする比重がうすれてゆくなかにあって、また吉宗の内心にある大規模な改革政治への意欲を知らないわけではなく、しかも彼自身が農政および財政担当の老中であるという焦りが、「流地禁止令」のような思い切った、しかしそれだけ現実離れをした法令を生み出したのではなからうか。そんなわけで將軍吉宗をはじめ水野忠之以下の主流派幕閣はこの法令に甚だ冷淡であり、両質地騒動が村役人が幕府法令を握りつぶすという非常行為に原因しておりながら、村役人を処罰することをせず、かつ法令そのものをさっさと撤回するという行為になったのだと考えられる。

このころの幕政にたいして、かならずしも完全野党的立場で批判することが出来ない立場にあったと思われる荻生徂徠が、この法令の発布を「質地の捌、御役人のかるはずみに申出たること行なわれて山形にては事出来」と批判している¹¹⁾。

これはそのような事情の反映であって、この言葉は案外にこの「流地禁止令」の享保改革の諸政策のなかでもつ比重をよく表わしているのではなからうか。

十

慶長16年(1611)4月、同17年1月2度に

わけて徳川家康は全国の諸大名に法令3ヶ条を示して、それを遵守することを誓った誓詞を提出させるが、その第1条に幕法を守るべきことが記されている¹²⁾。また寛永12年(1635)6月に出された武家諸法度の最後の項に「万事如_レ江戸之法度_一、於_レ国々所々可_レ尊_レ行之_一事=万事江戸で出した法度は国々所々でこれを大切に守り行なうべきである」¹³⁾とある。

このように江戸幕府の法令を遵守すべきことは諸大名の義務とされているが、では幕法が完全に諸国諸藩で遵守されたかという点必ずしもそうではない。たとえば江戸時代のもっとも基本的土地立法とされている田畑永代売買禁止令についてみても、それは遵守すべきだが、現実には実施不可能として守らなかった藩が少なくない。

この「流地禁止令」の場合もそれを撤回した享保8年8月の令に「丑年以来当卯八月中迄、奉行所又は私領にては質地年賦に請戻し候裁判申付」¹⁴⁾とあるように、明らかに幕府は私領も対象にいれているが、諸藩の対応は田畑永代売買禁止令の場合と同様であったと考えられる。というよりむしろこの段階では土地(耕地)問題が錯綜し、また農民側(領主にたいする)の力も、田畑永代売買禁止令が出された寛永年間より相対的に強くなっていると考えられるので、「流地禁止令」を遵守不可能な困った法令として結局は無視した藩が多かったのではなからうか。たとえば質地騒動がおこった長瀬村と隣接しており、騒動鎮圧のために1,000名近くの兵員を動員した羽州山形藩の場合についてみよう。

山形藩の場合、元祿年間にすでに田畑質入れ質取りが大変多くなっていたが、田畑永代売買禁止令を遵守して耕地の移動を認めないという態度を貫いていたため、耕地の所持をめぐっていろいろと混乱がおきて困っていた。そのため領主が交替した機会をとらえて領内上層部(現実に質取りなどを通して耕地を

集積していた町人および富裕農民) は元禄15年に現実問題として質入地の流地による耕地移動を認めるよう願い出て目的を達したことは先述したところである。以後同藩はこの元禄15年の取決めにしたがって土地問題を処理してきたが、享保7年5月になって幕府の流地禁止令が山形にとどいた。これを見た領主堀田正虎は、処置を誤れば領内に大混乱がおこることを慮り、ひそかに大庄屋であり同時に領内有数の大土地所有者でもある佐藤理兵衛にこれを諮問した。それにたいし理兵衛は「流地禁止令」は混乱をまねくからという理由から採用すべきでないという意見書を差出した。正虎は理兵衛の主張をいれて領内に「流地禁止令」を適用しないこととした。賢い処置であったというべきである。

- 1) 『御触書寛保集成』2604号。
- 2) 辻達也『徳川吉宗』、同氏執筆『世界歴史事典』所収「享保改革」、そのほかほとんどの著書がそうになっている。
- 3) 『御触書寛保集成』2605号。
- 4) 山形県内務部編『山形県史』巻2、東村山郡教育会編『東村山郡史』巻2。
- 5) 東頸城郡教育会編『東頸城郡誌』、高田市史編集委員会編『高田市史』、滝沢定春「越後質地騒動」(『歴史評論』69号所収)。
- 6) 『御触書寛保集成』2606号。
- 7) 黒板勝美『国史の研究』、三上参次『江戸時代史』下、津田秀夫『江戸時代の三大改革』等々。
- 8) 『撰要類集』(内閣文庫蔵本)公事裁断之部
- 9) 辻達也「享保改革に於ける主体勢力について」(『史学雑誌』第63篇第3号所収)。
- 10) 『享保世話』
- 11) 『政談』
- 12) 『徳川実紀』慶長16年4月12日の条、同17年1月15日の条。
- 13) 『御触書寛保集成』4号。
- 14) 『御触書集成』2606号。
- 15) 東村山郡教育会編『東村山郡史』巻2。

「流地禁止令」は多大の混乱をおこした末に享保8年(1723)8月28日に撤回されるのであるが、その結果質地出入の取扱いは享保6年以前のルールにかえることになった(関係法令前出)。これと関連して訴訟を受理し裁許の事務にあたる評定所の留役たちは連名で、質地出入の取扱いについて7ヶ条の細則を伺い出し、同年9月2日評定所一座の寄合で方針が決定している¹⁾。それによると、

(1) 享保8年より前の質地元金と小作金が滞った旨の訴出があったときは、金高の大小に応じて何日以内に返済する旨の証文(日切証文)を申しつけ、その日限のうちに返済ができぬときは直ちに流地に申しつける。

(2) 直小作(田畑質入主が、質入れた田畑そのまま小作をする)の小作金が滞った場合は、金高の大小に応じて日限を決めて決済を申しつけ、もし決済が出来ないときは、まだ質入年季のうであっても、その質地を取りあげて金主に渡す。

(3) 別小作の小作料が滞った場合は、金高の小大に応じて日限を決めて決済を申しつけ、日限までに決済ができぬときは、小作地は金主(地主)に返させ、そのうえ身代限りを申しつける。

(4) 質地ではなく名田小作(百姓が自分の持地=名田を小作に出すこと、またはそのような土地を小作すること)の小作料が滞ったときは、金高の大小に応じて日限を決めて決済を申しつけ、それができぬときは小作地は地主に返させ、小作人は身代限りを申しつける。

なお(1)~(4)までの金高大小と日切決済の日限の関係については、同年(享保8)10月2日に評定所でつぎのような統一ルールができあがったので記しておく。

五兩	以下	三十日
五石		
五兩より拾兩	まで	六十日
五石より拾石		
拾兩より五拾兩	まで	百日
拾石より五拾石		
五拾兩より百兩	まで	二百五拾日
五拾石より百石		

(5) 『流地禁止令』を撤回した享保8年8月の令には、享保元年申年以前にかかる出入は受理しないから訴えないようにとあるのだが、このことはたとえば質地証文で享保元年申年以前に取替わし、その年季が享保元年にかかっている場合は訴を受理するのであろうか、万一そうだとすると10ヶ年季の質地証文の場合は、宝永4年(1707)から享保元年(1716)までということになるが、それについては本金、小作金(料)ともに受理、裁許するかどうか、という問題がでてくることになる。この問題については正徳4年(1714)までに年季が明けたものは受理しないが、翌年の享保元年に年季がかかるものは受理する。但しその場合証文の質年季の長短は一切考慮しないという統一見解で処理する。

(6) 証文に名主の加印のないのは、前々から訴え出ても取りあげないが、この件については今後もそうあるべきだと思う。但し今度の規定では享保6年以前のとおりに取り捌きをする筈とあるが、そうすれば享保3年8月11日の規定(前出)はそのまま全部通用するのか、また部分的には修正されるかどうか、ということが問題になる。というのはこの規定には「質地証文に名主の加印のないものはとりあげない」という条項があるが、この名主加判の判は、名主の役判でなければならぬと享保6年に改訂になっている。したがってただ単に証文に名主の判さえあればよいのか、それとも名主の役判がないと取りあげないの

かということが問題になるのである。この点についてはただ名主の判さえあれば良いのだ(その判が私印か役判かは問わぬ) というのを統一見解とした。

(7) 譲り田地については、享保6年以前は、本人(田畑の譲り主)との親疎の差別なく、譲り証文を持っている人には地所を譲ったように覚えている。今回の令にはそのことの規定がないが、その点どうするか、ということについて、ともかく証文の年季があげ、日切りで決済が出来ぬ以上、譲りの文言があろうがなかろうが、譲りにしよが、流れにしよが勝手次第であるということにした。

以上が享保8年8月28日の『流地禁止令』撤回に関する法令にともなる、評定所でまとめた具体的処理規定であるが、この規定でいちばん注目すべきことは、質地の取扱いに関連して小作料問題が登場してきたことである。そしてこれ以降段々と小作料問題の方が、むしろ質地問題の主役のような顔をして登場するようになる。

十二

小作地そのものの規定について幕法が触れた最初のもは、おそらく元禄11年(1698)12月の

覚

(第1条)

一、小作田地出入大概及式拾年ニは、可為永小作、并質地田畑預金売懸金等廿年ニ過候ハ、不及裁許、并証文之可依品に事

(第2条)

一、永代に召抱候下々男女并永年季奉公、前々より雖為御制禁、延宝三卯年諸国洪水不作ニ付免許之上ハ、卯年召抱候は、人売買并年季背に成間敷事

(第3条)

一、奉公人之年季、前々より拾年を限候

処、向後ハ年季之限り無之、譜代召仕候
とも相対次第たるへく候間、其旨可存候
十二月

という触である²⁾。これは永小作を規定し譜代奉公を解禁した触として有名であるが、その第1条で、「小作田地についての出入は、およそ小作を始めてから20年すぎたものについては永小作権を認める。また質地田畑、予金、売掛金などで20年をすぎたものは出入になっても取りあげて裁許しない」と規定している。この永小作というのは、江戸時代に各地にみられた特殊小作制度で、小作人でありながら、その土地に長期の小作権をもつとか、その承諾がなければ地主もこれを売買できぬとかいった、ある種の権利を持つものである。その発生原因は地主との共同開発とか、開発にあたっての労力提供などによると考えられているが、ここで20年ほど同一耕地を小作することも永小作権発生要因とされたのである。つぎに小作料についていえば、享保6年12月に作成された「流地禁止令」案文（前出）のなかに、小作年貢を壱割半（15%）の利積りにする、また小作年貢の滞りも壱割半の利積りで元金にくりこむ、という規定があるのがはじめのようである。

しかしこの両者は小作側に立って、その利益を守るという立場からの規定であって、金主または地主の側にたち、その債権保護という立場から小作料が問題にされるのは、前記享保8年8月の「流地禁止令」撤回の令に伴う評定所一座の統一見解においてである。すなわち(1)～(4)まではまさにそれであって、(5)も小作料の問題が同様立場から含まれている。

江戸時代の耕地の質入れ質取りは、農民甲が乙からお金を借りるときに、甲は自分持の耕地を乙に入れて、乙から金を借りるわけである。その場合乙は甲が質に入れた耕地を自分で耕作し、その収穫物から年貢を差引いた

残りが貸した金の金利になる、というのが本来の質入れ質取りの姿である。この場合は金の借主の甲は金利を払わぬわけである。

しかし農民的剰余が成立すると事態はかわってきて、質取りした耕地を自分で耕作せず、他人に耕作させて——小作地に出し、小作料のなかから、自分の貸金の金利を手にいれようとする人たちがでてくる。この場合質入れ主（甲）に小作させるのを直小作、第三者（丙）に小作させるのを別小作という。このような場合金主の関心は質取地の帰属の問題と、同時に小作料の問題に向くわけである。したがって農民的剰余の成立を前提とした場合、質取り地に関する問題は必然的に小作料の問題にまでびてくるのである。幕府が「流地禁止令」を撤回して質流れを認めた以上、当然の結果として小作料問題の処理が、質地の処理と裏腹な問題としてでてくるのである。そのためとりきめられたのが小作金（料）の滞りの大小に応じて先記のような日切日限をきめ、その間に決済出来る場合は規定にしたがって処置するというのであった。

ところで質地小作のうち、直小作の場合は、質入人が、その質入地を小作しているのだから処理は簡単だが、それが別小作に出ている場合は小作料を滞納して決済できぬ場合、小作地はすぐにとりかえすのは問題ないとして、規定のようにその百姓を身代限りとして滞金を返済させるとなると（(3)の場合）、問題は若干異なってくる。そのため評定所一座で評議した結果、享保9年3月2日につきのような処理方法を決定した。全文をあげるとつぎのようである³⁾。

質地小作裁断之儀ニ付申合書付

別小作人小作滞有之由訴出候時者、日限濟方申付候得共、日切ニも不相濟候得共、小作人身代限申付、其者所持之田畑迄相渡候処、自今者家財者不殘相渡、田畑者小作人滞候金高之多少ニ応し、年季を限り金主方相江渡さ

せ、年数過候ハム小作人ニ相返し候様不申付候、但、小作人所持之田畑質地入置候分者、田畑持不申者同前家財相渡させ可申候、尤田畑所持不致もの者、勿論家財斗り為相渡可申候、

文意は別小作人が小作料を滞らせたときの処置として、享保8年9月2日の取り決めでは、日限を切って返済を申しつけ、日限がきてもその返済ができない場合は、小作人に身代限りを申しつけ、その小作人が本来もっていた田畑屋敷まで地主側に渡させた。しかし今後は小作人の家財は残らず渡させるが、小作人が本来持っている田畑は渡させることをせず、小作料の滞った金高に応じて田畑を一定期間地主方へ渡させ、滞り金高の返済がおわると同時に、その田畑を本来の持主である別小作人に返させる。ただし小作人の田畑が質入れされているか、またはもともと田畑をもっていない場合は、家財道具だけを渡させるというのである。

さてこの規定は翌年の享保11年6月4日になって一部改訂される。まずその全文をあげると、

別小作人身代限り之事

別小作人、小作滞有之由訴出候時、日限済方申付候得共、日限ニ茂不相済候得者、小作人身代限り申付、其者所持之田畑迄、為相渡候処、自今者諸道具之分ハ不残相渡、田畑者小作金之多少ニ応し、年数を限り金主ニ為相渡、年数過候ハム、小作人ニ相返候様ニ可申付候、但小作人所持之田畑質物ニ入置候分ハ、田畑持不申もの同前ニ、諸道具ハ不残為相渡、家屋敷者為渡申間敷候、尤田畑不致所持者ハ、勿論諸道具斗相渡させ可申候、

というのである⁴⁾。傍点は大石がつけたものであるが、この部分が今回新たに追加された

もので、それ以外は享保9年3月2日のもの（前出）と全く同一である。つまり享保9年3月2日の規定では、別小作人が小作料を滞納して、規定の日限にも返済できないときは身代限りの処置をとるが、その具体的措置として家財諸道具および家屋敷は渡させるが、別小作人が本来所持してきた田畑は渡させなかったが、今度は田畑とともに家屋敷をも渡させないように改訂したのである。

つまり別小作の小作金（料）滞りの場合身代限りの措置は、享保8年9月2日の規定、同9年3月2日の規定、そして今回の享保11年6月4日の規定と、段々とその内容に除外例が加わってゆくのである。

丁度これと同じ時期、町方では享保4年11月の「相対済し令」以来、地代・店賃が滞ってもその訴を受理しなかったが、享保9年6月23日づけでこれを受理裁許することになった。その理由は本来地代・店賃は単なる金銀貸借・売掛けとちがって相対処理をすべきものではなく、「年貢同前」に扱うべきものであるから、というのである。そして地代・店賃が滞って訴訟になった場合、金額に応じて日限を決め返済を申しつけ、それで返済が出来ぬときは土地・店を取りあげたうえ身代限りを申しつける。それでもなお返済が充分でないときは請人について同様の処置をとり、身代限りとし、なおそれでも不足金があるときは債務者が再び店を持ったとき、それにかかるようにしておく、という徹底した債権保護をうち出している。そして別小作の身代限りの場合、その対象から小作人が持っている本来の田畑のほかに家屋敷をも除外するという最後の規定が出される1ヶ月ほど前の同年5月2日に評定所では町地の身代限りについて、「自分居宅、蔵家財とも残らず取り上げる」という方針を確認しているだけに⁵⁾、前記別小作にたいする扱いは注目をひく。

では何故別小作の場合と町地の場合とでは同じ身代限りといっても異なる処置をとった

のであろうか。それは享保改革全体の基本方針が、まだ幕藩体制の本来の基盤である小農体制を捨てたわけではなく、封建社会の経済社会化現象に対応して支配の体制を改変しようと強力に試みはするが、一方小農体制をも極力維持しようという努力も捨てていなかったからである。

このような方針というか政治姿勢は、⁵流地禁止令⁵が元禄以来の流地を認める処置は、江戸の町場の商慣習をそのまま安易に農村に適応した誤ったものであったから、という理由で出されたことに一番よくあらわれている。つまりこの段階では町の理論と農村の理論とは異なるのだという、幕藩体制社会の基本的社会構成論を前面におし出すことで、経済の法則（横の法則）が封建社会の支配の法則（縦の法則）を侵蝕するのを防ごうという姿勢がまだ存在し得たわけである。

しかし町方における地代・店賃と在方における小作料とでは、同じ身代限りでも処置がちがうという「一事両様」の扱いは事が経済行為にたいする扱いだけに問題が残るわけである。とくに享保14年12月、幕府は米価問題解決のために（当時幕府は米価安の諸色高という形の物価問題解決に全力をあげていた）は金融を円滑にしなければならぬというので⁶相対済し令⁶を撤回するが、そうすればなお資本の保護が町方の場合と地方の場合とでは違うということの矛盾が表面化してくる。

こんなこともあって元文5年（1740）に出された⁷質地小作取捌之事⁷で、

小作滞 質地日限之通申付、其上相滞候ハ、身躰限可申付

とし、それにつぎのような註記がついている。

是ハ只今迄小作滞済申付候以上、不相済候得ハ、身躰限申付、諸道具ハ不残為相渡、田

畑ハ滞金之多少ニ応シ年数を限、右之作徳を以滞金皆済之上、地面地主ニ相返させ候得共、外借金滞候節、身躰限ニ申付候時ハ、田畑家財共ニ不残為相渡、小作滞計右之通申付候段、一事両様ニ御座候間、評議之上、以来ハ田畑屋敷共ニ、不残相渡させ候様ニ申付可然奉存候付、書面之通認申候

つまり、町方の論理を出発点としている普通の借金は、その返済ができなくて身代限りを申しつける時は、田畑家財まで一切を相手に引渡させるのに、小作料が滞った場合にのみ在方の理論に立って、家財のみを渡して田畑屋敷を渡させないのは、「一事両様」のことで筋が通らないので、今後は小作料滞りの場合も、借金滞りと同様にして制限なしの身代限を申しつけることにしたというのである。

町と在とを分離しようという主張はおしつぶされて、商慣習は経済法則にもとづいて町在、商農一本に統一されるのである。

なお小作滞金高の大小と日切決済の日限の関係については、享保8年10月2日に評定所で統一ルールが作成されたが（前出）、寛保2年（1742）3月22日にさらに範囲をひろげてつぎのように決定された。

五両	} 以下	三十日限
五石		
五両以上十両	} まで	六十日限
五石以上十石		
十両以上五十両	} まで	百日限
十石以上五十石		
五十両以上百両	} まで	二百五十日限
五十石以上百石		
百両以上二百両	} まで	十ヶ月限
百石以上二百石		
二百両	} 以上	十三ヶ月限
二百石		

というのである。なおあとの二つについては、翌寛保3年8月になって「閏月ともに」という註記が追加された。

寛保2年4月幕府はかねてからの懸案であった「公事方御定書」を制定するが、そのなかの質地および小作に関する規定はつぎのようである⁷⁾。

- 一、年季明拾ヶ年過候質地 流地
但、流地之文言無之証文ハ、年季明ヶ拾ヶ年之内訴出候ハ、濟方可申付
- 一、年季内之質地 年季明請戻候様ニ可申付
- 一、年季限無之、金子有合次第可請戻証文、質入之年より拾ヶ年過候ハ、流地
- 一、拾ヶ年以上年季質地 無取上
- 一、質地名所并位反別無之、或ハ名主加印無之不埒証文 年季之無差別無取上、名主過料、尤名主質ノ之儀不存、証文ニ於不致加印ハ、不及咎
但、右金主地主承届、相對之上地主を定、水帳可相改旨、名主ニ可申渡、尤名主質地相名主無之村方ハ、組頭加印於有之ハ、定法之通濟方可申付
- 一、年季明不請戻候ハ、可致流地之由証文、月過訴出候ハ、流地
但、年季明不請戻候ハ、永ク支配、又ハ子々孫々迄構無之旨、且又此証文を以可致支配、或ハ可致名田杯之文言、流地之証文ニ准可申付事
- 一、質地元金濟方申付候上、返金滞候ハ、地面金主ニ渡流地
但、直小作滞候ハ、可為棄損事
- 一、又質元地主加判有之証文 元地主ニ濟方定法之通可申付

- 但、又質之節増金借請候ハ、其分ハ又質置候ものニ濟方可申付事
- 一、御朱印地寺社領屋敷共讓渡質ニ入候寺社 江戸拾里四方追放
但、讓請、質ニ取候もの、地面為相返、重キ過料可申付事
- 一、小作滞 質地日限之通申付、其上相滞候ハ、身躰限可申付
但、作徳之儀、米金共ニ、金主小作人極之通濟方可申付事
- 一、小作証文無之候共、別小作無相違、本証文定法之通候ハ、質地元金計裁許申付、小作滞ハ不申付、尤地面小作人より地主ニ可為引渡、従前々之例但、直小作ニ証文無之分ハ、書入ニ准、本証文宜候共、質地之法ニハ裁許不申付事
- 一、小作証文無之候共、質地証文小作之儀書加有之候ハ、質地金小作金共可申付
- 一、家守小作滞、請状之通無相違においてハ、 当人請人共ニ濟方申付、滞候得ハ、兩人共ニ身躰限可申付
- 一、質地之年貢計金主より差出、諸役ハ地主相勤候証文、年季之内ニ候ハ、定法之通証文仕直させ、質置主此、質取主 過料、加判之名主過料
但、年季明キ候ハ、地面可為請戻、年季明ヶ二月過候ハ、定法之通流地申付、兩様ニ本文通咎可申付事
- 一、質入之地面を半分直小作いたし、質地之高不殘年貢諸役共、地主より相納候証文 右同断
但、右同断、
- 一、貳拾年以上之名田小作ハ、永小作ニ可申付

一つ一つについての解説は省略するが、質入れを通しての質流れ、小作地からの小作料

というのである。なおあとの二つについては、翌寛保3年8月になって「閏月ともに」という註記が追加された。

寛保2年4月幕府はかねてからの懸案であった「公事方御定書」を制定するが、そのなかの質地および小作に関する規定はつぎのようである⁷⁾。

- 一、年季明拾ヶ年過候質地 流地
但、流地之文言無之証文ハ、年季明拾ヶ年之内訴出候ハ、濟方可申付
- 一、年季内之質地 年季明請戻候様ニ可申付
- 一、年季限無之、金子有合次第可請戻証文、質入之年より拾ヶ年過候ハ、流地
- 一、拾ヶ年以上年季質地 無取上
- 一、質地名所并位反別無之、或ハ名主加印無之不埒証文 年季之無差別無取上、名主過料、尤名主質ノ之儀不存、証文ニ於不致加印ハ、不及咎
但、右金主地主承届、相對之上地主を定、水帳可相改旨、名主ニ可申渡、尤名主質地相名主無之村方ハ、組頭加印於有之ハ、定法之通濟方可申付
- 一、年季明不請戻候ハ、可致流地之由証文、月過訴出候ハ、流地
但、年季明不請戻候ハ、永ク支配、又ハ子々孫々迄構無之旨、且又此証文を以可致支配、或ハ可致名田杯之文言、流地之証文ニ准可申付事
- 一、質地元金濟方申付候上、返金滞候ハ、地面金主ニ渡流地
但、直小作滞候ハ、可為棄損事
- 一、又質元地主加判有之証文 元地主ニ濟方定法之通可申付

- 但、又質之節増金借請候ハ、其分ハ又質置候ものニ濟方可申付事
- 一、御朱印地寺社領屋敷共讓渡質ニ入候寺社 江戸拾里四方追放
但、讓請、質ニ取候もの、地面為相返、重キ過料可申付事
- 一、小作滞 質地日限之通申付、其上相滞候ハ、身躰限可申付
但、作徳之儀、米金共ニ、金主小作人極之通濟方可申付事
- 一、小作証文無之候共、別小作無相違、本証文定法之通候ハ、質地元金計裁許申付、小作滞ハ不申付、尤地面小作人より地主ニ可為引渡、従前々之例
但、直小作ニ証文無之分ハ、書入ニ准、本証文宜候共、質地之法ニハ裁許不申付事
- 一、小作証文無之候共、質地証文小作之儀書加有之候ハ、質地金小作金共可申付
- 一、家守小作滞、請狀之通無相違においてハ、当人請人共ニ濟方申付、滞候得ハ、兩人共ニ身躰限可申付
- 一、質地之年貢計金主より差出、諸役ハ地主相勤候証文、年季之内ニ候ハ、定法之通証文仕直させ、質置主叱、質取主 過料、加判之名主過料
但、年季明キ候ハ、地面可為請戻、年季明ケ二月過候ハ、定法之通流地申付、両様ニ本文通答可申付事
- 一、質入之地面を半分直小作いたし、質地之高不殘年貢諸役共、地主より相納候証文 右同断
但、右同断、
- 一、式拾年以上之名田小作ハ、永小作ニ可申付

一つ一つについての解説は省略するが、質入れを通しての質流れ、小作地からの小作料

近世中期の土地政策について（大石）

- | | |
|----------------|--------|
| 4) 同 前 | 7) 同 前 |
| 5) 同 前 | 8) 同 前 |
| 6) 『徳川禁令考』後集第2 | 9) 同 前 |